

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	平成24年度(第6回)川西市国民健康保険運営協議会		
事務局(担当課)	健康福祉部 保険年金課 (内線 2622)		
開催日時	平成25年1月31日(木) 午後1時30分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	中原 光治 佐々木 保幸 久原 桂子 上田 邦彦 松浦 孝治 三宅 圭一 増井 富美代 橋本 知浩 大西 和子 白石 美智子 佐々木 忠利	
	その他		
	事務局	副市長 健康福祉部長 健康福祉部健康生活室長 健康福祉部参事兼保険収納課長 保険年金課長 保険収納課長補佐 保険年金課長補佐 保険年金課主査 事務員	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	(1) 国民健康保険税の税率等の改定について (2) 国民健康保険税の税率等の改定について(答申) (3) その他		
会議結果			

審 議 経 過 (1)

会 長	<p>それでは、定刻が参りましたので、ただいまより平成24年度第6回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱」第5条の規定に基づき傍聴を認めるところとしておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>まず、開催にあたりまして、水田副市長よりご挨拶がございます。副市長、よろしく申し上げます。</p>
副市長	<p>皆様、こんにちは。副市長の水田でございます。本日は第6回国民健康保険運営協議会を開催させていただきました。委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。予定していたよりも回数を増やして開催させていただきましたが、なにぶん税率改定という大きな議題となっております。委員の皆様方にはご意見をいただきたく思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。本日は中井委員、竹本委員、藤原委員が所用のため欠席でございます。</p> <p>続きまして、本日の議事録の署名委員の選出をさせていただきます。私の方で指名させていただきますが、ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、久原委員と佐々木忠利委員をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議題に基づきまして進行させていただきます。協議事項1の「川西市国民健康保険税の税率の改定について」を議題といたします。前回の協議会では市に諮問内容を再検討するようにしました。その再検討した内容について副市長より説明させていただきます。</p>
副市長	<p>1月17日付で市長から税率改定について諮問させていただきました。上げ幅として平均15.95%となる税率改定案を諮問いたしました。その後、協議会内での審議の結果、この諮問案では被保険者の負担感が高すぎるため、負担軽減するようという旨のご意見を賜り</p>

審 議 経 過 (2)

ました。その後、庁内では十分に協議をさせていただきました。当初案では15.95%の税率改定ですが、これは従来の1.9億円から3.5億円に一般財源からの投入額を増やした結果です。泣き言を言うようで大変申し訳ないと思いますが、財政状況はかなり厳しい状況です。ちょうど今、来年度に向けた当初予算を作成していますが、阪神間ではおそらく最低の基金保有額になるかと思えます。それもかなり取り崩していかなければ予算が立てられないという、ただの泣き言として聞き流していただいたら結構なのですけれども、そういうなかで負担の軽減を図るために何らかの努力をしたいと考えました。手元の資料1にあるように、上げ幅としては11.91%という数字で庁内の協議を進めてまいりました。これに至った考え方としては、これまで最も大きかった上げ幅が平成17年度の12.49%でした。これを超えるべきではないだろう、負担をお願いするにあたってこれが上限ではないかということがあります。もうひとつが、改定に伴う増収分と一般財源からの投入額をほぼ同額にすべきではないかということです。もちろん国民健康保険加入者には保険税を負担していただくわけですが、一般財源からの投入をするということは社会保険に加入されている方にも負担をお願いすることになります。そのあたりのバランスを取ることが望ましいのではないかということです。それから、保険者として徴収努力を続けていくべきではないかということで、その部分についても加味しています。そして、大きな負担がかかってくることになる世帯があります。こうした世帯には減免措置が必要ではないか、何らかの配慮が必要ではないかということもあわせて11.91%の上昇率となります。繰入額については4.2億円に増額しまして資料を作成し、ご提示させていただいています。詳細は担当から説明させていただきますが、おおむねこのような考え方で再びご提示させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは詳細について事務局は説明をお願いします。

保険年金課長

それでは私から詳細の説明をいたします。資料の確認をお願いします。資料1が改定の一覧表としています。資料2はA3のいつも見いただいている試算表です。資料3が今回の11.91%の改定率での阪神各市との比較です。資料4が新しい改定案での所得段階別の負担率一覧表です。4人世帯までの所得段階別負担率を従来4枚つづり

審 議 経 過 (3)

でしたが、今回は最後にもう一枚つけています。多人数世帯に対する軽減策を設けた場合の資料となっています。資料5として減免策の規模を説明するものになっています。資料6が収納率向上に向けた取り組みについて示したものです。

資料1から説明していきます。今回の改定案ですが、医療給付費分で所得割が6.24%から6.45%に、均等割が24,900円から25,800円に、平等割が19,500円から20,200円です。後期高齢者支援金分で所得割が1.87%から2.65%に、均等割が7,400円から9,800円に、平等割が5,600円から7,600円です。介護納付金分で所得割が2.40%から2.75%、均等割が9,800円から10,400円です。以上で1人あたり賦課額は従来で106,276円から118,931円となり、引き上げ額で12,655、引き上げ率で11.91%となります。

資料2をご覧ください。今回ご提案させていただくのは試算4です。前回諮問させていただいたのが試算3に基づいたものです。平成24年度のところをご覧ください。今年度については税率改定がないので、4.2億円の繰入だけが入ってくるようになります。平成25年度ののところも4.2億円となっているかと思いますが、これが税率改定による増収分となります。先ほども申し上げましたようにほぼ見合ったかたちでの税率改定となります。さらに、この試算4においては、従前まで収納率を88%として試算していたものを、コンマ5%引き上げて88.5%としての税率算定となっています。

資料3をご覧ください。一番右端に川西市の改定案を載せています。単身世帯と2人世帯のモデルケースを表の下の方に載せていますが、伊丹市とほぼ同じくらいの税率となります。ただ、川西市以外については平成24年度の税率もしくは料率ですので、給付費が右肩上がりになっている状況ですから改定するところも出てくると思います。

資料4をご覧ください。一枚目には1人世帯の給与収入別保険税額、24年度から25年度への引き上げ額を載せています。25年度の合計保険税額の上にカッコ書きの数字があるかと思いますが、これが給与収入に占める保険税額の割合になっています。A3縦サイズになっている上の方の表で二重線に囲っているところを拡大したのが下の表になります。この表で色を付けているところは負担感が大きく変わるところになっています。ここでは2割軽減が外れるところで大きな変化が生じていることがわかります。前回の協議会で特に問題だとしてご指摘いただいたのが、4枚目の4人世帯のところですが、特に大きな

審議経過(4)

変化があるところとしては、下の表で2か所色を塗っていますがこのところではないかと思えます。この表の一番上のところで給与収入が170万円に対して179,800円、180万円になりますと245,800円と急激に増えるところがあります。これは5割軽減から2割軽減に変わるところです。特に180万円のところでは収入に占める保険税は13.66%と大きな負担感があるということがわかります。同様に大きな差が生じるようなところとしては、270万円と280万円のところです。この境で2割軽減が外れてしまうことが、大きな負担感になる要因です。

こうした事態を緩和するために多人数世帯への減免措置を設けたいと思えます。資料5を見てください。国民健康保険税の減免案とさせていただきます。上から読んでいきます。

今回の大幅な税率改定により、多人数世帯ほど均等割額が増えるため、その負担感が大きい。特に稼働年齢層に達していない者を扶養している子育て世帯について、子どもの均等割額を減免することにより負担を軽減する。減免期間は2年間の経過措置とする。

この財源については一般会計からの繰入をさせていただこうと考えていますので、4.2億円にプラス繰入を行おうとするものです。もちろん、この減免額分を税率に転嫁することも可能ですが、減免対象世帯は軽減されてもその他の改定幅が大きくなってしまうため、今回はそういうことはせずに法定外繰入で賄うようにします。

減免基準ですが、18歳以下の子どもを2人以上抱える世帯について、2人目以降の子どもにかかる均等割額を半額減免しようというものです。当然18歳以下ということで介護納付金分はかかってきませんので、医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割を半額にするということです。具体的には家族4人世帯で17,800円を減免します。子どもが3人の世帯についてはこれの2倍が減免されます。ただし、2割軽減世帯については半額減免額との差、つまり3割を減免することとします。1人あたりの減免額としては10,680円となります。所得制限も考えていて、限度額超過世帯については減免対象外とします。収入で550万円くらいが減免対象外になるだいたいのラインになるかと思えます。64世帯が限度額超過のため減免対象外になる見込みです。平成26年度については平成25年度の減免額の半分を減免することとします。平成25年度の規模としては、1,424万3,560円となっています。この減免決定については多少の事務処理を要します。川西市の電算システムですが、パッケージもので

審議経過(5)

すのでそれに改造を加えるとそれはパッケージではなくなります。結果、国の制度改正に対応しきれなくなり、それに対応するためにさらなる改造をしていくとなると、膨大な費用がかかってくることになりかねません。そのため、この減免については手作業で絞り込み、減免額を入力していく必要があります。試算上、減免人数は900人ですが、このあたりまでが事務処理上の上限かなと考えています。国民健康保険税というのは、減免額を入力してそれで確定ということではありません。他市に転出する、家族が転入してくる、子どもが生まれるというように保険税は変更されていきます。それに応じて減免額を月割り計算するなど、保険税額の変更に応じて減免額も変更していかなければなりません。さらに保険税というのは5年で時効ですから、この5年の間に遡って変更がなされたりするというのに対応していかなければなりませんので、一定数までが限界だということをご了承いただきたいかと思います。

そして、資料4の最後のページをご覧ください。たとえば上の表の給与収入200万円ですと、24年度で236,900円、25年度の改定で減免がない場合262,500円となります。給与に占める割合にすると13.13%となりますが、これに10,680円の減免をすると251,700円、給与に占める割合が12.59%、上昇額が14,800円でアップ率が6.2%となります。減免をしたことによって給与に占める割合が12.59%となるわけですが、これが低い数字であると思っているわけでは決してありません。国民健康保険という制度が抱える矛盾、苦しい部分ですが、改定前であっても11.85%の給与に占める割合となっていますので、本来の11.91%のアップ率を約半分の6.2%に抑えたところは評価していただきたいと思います。

最後に資料6の収納関係について、保険収納課長兼参事より説明させていただきます。

保険収納課長

25年度の収納率向上対策について説明します。1番の徴収対策の強化について、徴税吏員のスキルとモチベーションの向上が何より大切だと考えています。そのために各種研修や打ち合わせ等を開き、市税収納課や滞納対策課の職員との交流を強化したいと考えています。また、管理職をリーダーとした5名体制で、財産調査や滞納処分の進捗状況をリーダーの管理のもと行っていきたいと考えています。25年度の滞納処分金額については23年度実績の倍増を目標としていま

審 議 経 過 (6)

す。2番の滞納者との交渉強化について、従前のようにきめ細やかな対応を心がけたいと考えています。特に分納される方には、安易に希望の額での分納とするのではなく、収入の実態を把握し納期内納付をするように対応していきます。分納が不履行になった場合は素早く催告を行っていきたいと考えています。3番の納税環境の整備について、口座振替の加入勧奨として新規加入者の被保険者に対しては原則口座振替での納付をお願いしたいと考えています。また、新たな納付方法としてクレジットカードや携帯電話による納付について、費用対効果を考えながら市税収納課と共同で研究を進めていきます。納付回数については現行の8回から9回に変更し、1回あたりの負担額を軽減して分納誓約件数を減らしていきたいと考えています。4番の財産調査、滞納処分の強化について、納付できるのに納付しない方については早期に財産調査をし、滞納処分を実施します。納付したいのに納付できない方については財産調査をし、滞納処分の執行停止を実施します。債権や国税還付金などの新たな財産の滞納処分も検討しています。また、滞納繰越分だけではなく現年度についても高額な滞納となった場合には滞納処分を実施していきます。

続いて、税率改定と収納率の表になりますが、上段は現年度の収納率で16年度から18年度まで収納率は向上しています。17年度は12.49%の改定を行いましたが、収納率は1%以上向上しています。20年度には後期高齢者医療制度の創設に伴って、大きく収納率が落ち込んでいます。23年度には5.11%の改定を行い、0.17%の収納率低下となっています。収納率低下の要因は税率改定とも考えられますが、主に所得の低下が原因ではないかと考えています。23年度の収納率は88.54%になりますが、24、25年度についてはこれを上回るように努力していきたいと考えています。以上になります。

会 長

ありがとうございます。それではここまでの事務局からの説明について、何かご質問等はありませんか。

委 員

資料6の財産調査の件ですが、早期に実施していくとありますけれども現在の実施状況はどうですか。

保険収納課長

滞納処分については、17年度より本格的に実施しています。17年度には190件の差し押さえを実施しました。その後18年度に3

審議経過(7)

	<p>16件、19年度に210件、20年度は124件、21年度は105件というように実施してきています。金額にして3,000万円から6,000万円ほどになります。裁判所で競売が発生した場合、納付要求取り扱いができます。これについても約200件の処分をしています。</p>
会長	他にはありませんか。
委員	国民健康保険の所得段階別負担額を見ていて感じたのですが、市全体でどの層が一番分布として多いのでしょうか。ざくっとしたもので構いません。
保険年金課長	<p>所得段階別で一番多い所は、国保の場合所得なしのところですが、33.4%が所得なしになります。この内容としては、失業中で所得なしの状況で国保に加入されるような方もいらっしゃいますし、年金であれば65歳以上の方だと120万円以下の場合全額控除されて所得ゼロとなります。さらに、国民健康保険でいう所得ゼロというのは、基礎控除が33万円ありますので、先ほどの年金の例ですと120万円にプラス33万円までが所得ゼロということになります。遺族年金や障害者年金も所得として見なされませんので、これも所得ゼロとして計上されます。いろいろなかたちで所得ゼロという方がいらっしゃいますが、貯えであったり財産であったりがどれだけあるのかまでは保険課税に関与しないため、そのあたりはわかりかねるところです。その次に多いのが、101万円から150万円までのところで12.6%いらっしゃいます。所得300万円までのところで88.6%を占め、それ以上の所得は十数%しかいらっしゃらないことになります。あくまで所得ですので、給与収入ではありませんのでお間違いのないようにお願いします。</p>
会長	よろしいでしょうか。ではどうぞ。
委員	滞納処分について、不動産や預貯金というのは分かりますけれども、給料についても積極的に滞納処分していくとありますね。給料というのは無論生きていくためのものですから、どの程度滞納処分として差し押さえしていくものなんでしょうか。
保険収納課長	国税徴収法で差し押さえ禁止財産というのがあります。給料については生活に最低限必要な額を除いた額までしか差し押さえできません

審議経過(8)

会長	<p>ので、それはきっちり定められています。</p> <p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>それでは私から質問なのですが、資料4の中でアップ率がありますね。今回のアップ率は11.91%かと思いますが、これを超えるような層というのはほとんど見受けられないように思いますが、やはり11.91%のアップ率となるのでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>実は私もこのデータを出した時にすぐにそう思ったわけですが、前回示した資料では15.95%を上回る数字が多くあったと思います。しかし今回はこういったかたちで出てきている。特に何か計算を間違えた訳ではないですし、条件等は何も変えていません。このあたりは国保の非常に難しい部分になりますけれども、資料1の現行のところを見てください。これは、このままだと調定額はこうなりますよという見込みの数字をあてています。私たちが見込んだ額を現行のところに使っています。それを見込みの被保険者数で割り戻したのが1人あたり平均賦課額となります。改定案については、私たちが確保しなければならない賦課額をシステムに入力し、そのシステムから出た税率で出てくる調定額を見込みの被保険者数で割り戻しています。そのため、さまざまな条件は同じではありますが、私たちの使う税率算定システムの機能にも限界がありまして、こうした誤差が生じてしまうというところなんです。逆にこういうモデルケースを見ていただいて、要は実際に計算するとこうなっていくわけですから、実際の負担感としてはこちらの方が正しいといいますが、個々のケースに応じた負担感を示しています。資料1というのは、現行税率で私たちが見込んだ数字をあてはめて出てきた1人あたり平均賦課額と、システムで算定された改定案に私たちが見込んだ数字をあてはめて出てきた1人あたり平均賦課額との比較となりますので、高めに出たり低めに出たりという誤差が生じることもあり得るかと思います。もうひとつが、前回もそうですけれどもこの表というのは介護納付金分もすべてかかるようなケースだけを載せています。実際には介護納付金もかかる世帯というのは限られていて、かからない世帯は多くあります。一番保険税がかかってくる世帯だけを抽出しているため、そういう差もあるかと思います。</p>
会長	<p>実際にはモデルケースごとで示されているように11.91%を下</p>

審議経過(9)

	<p>回る改定ということになるわけですね。わかりました。他にはありませんか。委員は今回の内容についてどう思われますか。</p>
委員	<p>仕方がないのはよくわかりますけれども、2ケタ改定になっていることが納得しがたいといえますか。よく説明できませんけれども、社会保険加入者から見た場合のこともありますので、その辺の兼ね合いが難しいのかなと。その辺についてもう一度説明いただけますか。</p>
委員	<p>前回委員から、社会保険側の立場からのご意見を頂きました。国民健康保険には一般被保険者と退職被保険者がいます。税率を設定するときには一般被保険者の医療給付費のバランスがとれるようにします。それで決められた税率が退職被保険者にもかかってきます。社会保険側からは療養給付費等交付金というお金が入ってきますが、これは退職被保険者にかかる医療給付費から退職被保険者が納める保険税を除いた額だけ入ってきます。このため、国保で賦課すべき税率を掛けないと社会保険側からの負担が増えるわけです。そういう意味で委員や本日はご欠席ですが委員に審議に加わっていただいているということもあります。</p>
会長	<p>今の説明でよろしかったでしょうか。</p>
委員	<p>私たちは社会保険に加入しているので、それが国民健康保険とどう関係しているのかが少し気になったので、今の説明でなんとなくは掴めました。</p>
委員	<p>とても複雑な制度だとは思いますが、社会保険から国民健康保険へ相当のお金が入ってきているということになります。委員はいかがですか。</p>
委員	<p>やはり2ケタが気になりますね。</p>
会長	<p>委員はどうですか。</p>
委員	<p>いろいろ聞かせていただいています。保険を払う場合に所得に対して1割程度くらいならば辛抱できるかなと思います。ところがこれまでの説明のように医療給付費が増えてきて赤字が発生し、これをど</p>

審議経過(10)

	<p>うにかして解消していかなければいけないということですね。払う側からすれば保険は低く抑えてほしいということですが、むしろその病院や薬代などでかかってくる医療給付費を低くできるような働きかけが国の方からもっとないものかと思います。それと滞納のことですが、いろいろ市県民税や国税などあるかと思いますが、これは優先順位があるのですか。</p>
保険収納課長	<p>川西市の場合は国民健康保険税ということで税金ですから、他の税金と同等の扱いになります。</p>
委員	<p>ということは早いもの順ですか。</p>
保険収納課長	<p>そういうことになります。</p>
委員	<p>滞納者というのはその他の固定資産税などの税金も相当滞納しているように思います。そういうときにどういう扱いになるのかと思いましたので。</p>
会長	<p>それと今、医療給付費を抑えるための何か働きかけはあるのかということがありましたが、これはもう予防などで被保険者自身が自分の身を守っていくという意識を向上していくようにするしかないと思われま。委員はどうですか。</p>
委員	<p>私たちのように70歳を過ぎると、本当は1割じゃないのだけれど何月何日までは1割というふうになっています。近所の人でも1割のうちに歯医者に行かなくちゃということをやっていますが、またそれが何月何日まで1割というように延ばし延ばしになって、これはいつから2割になるのでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>法律上はずいぶん前に2割負担と決まっています。ところがこれを旧政権も新政権も経過措置として当面1割負担としますということが繰り返されています。これは私たちのところに情報として入ってくるのもほんの数ヶ月前になってからでして、ちょうど今くらいの時期に来年度はこうなりますという情報が入ってきます。そうしてバタバタと3月頃に新しく作り直して、7月末までの受給者証を送るようにしています。そのたびに補正予算を組み込んでいるわけですが、</p>

審議経過(11)

	<p>国もそのあたりはしっかり決めきれていない状況でいつから2割になるのかはわかりません。いつも議論になることではありますが、先延ばしにされている状況です。</p>
会長	<p>1割が継続されることは70歳以上の被保険者からするとありがたい話ではあるのですが、医療費全体の話からするとそうでもないというような状況かと思います。新聞報道でも2割が延期になったというのが出ていましたので、当分は1割が続くことになるのでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>1割の延長によって約2,000億円負担がかかるということですから、それをずっと続けてきているという状況です。</p>
会長	<p>委員はいかがですか。</p>
委員	<p>委員の意見と同じで1割の期間に70歳になった人だけが得をするような印象で、1年の差で1割の人と2割の人と出てくるのでは不公平感がありますので、それをなるべくなくしてもらいたいと思います。ここで決められる話ではないと思いますけれども。</p>
保険年金課長	<p>今一番大きく語られているのは、現在1割で受けられる人はそのまま、これから70歳になる人を2割にするということです。負担割合の増はないでしょうということで、すなわち69歳から70歳になる人は3割から2割に、すでに70歳で1割の人はそのままということです。実際にどうなるかまではまだわかりません。</p>
会長	<p>これは制度に関することですのでここでは議論できない話ですが、いずれにせよいつかは制度として改めていかなければならないところですね。委員はどうですか。</p>
委員	<p>今の話についてですが、現在1割で受けている人については既得権ということでそのままにし、これからのについては2割にしていくのが時代の流れかなと思います。頭の切り替えをしていかないと、もちろん現状のまま続けていけばその人自身は負担が軽減されますけれども、子どもや孫に負担がどっといってしまうので、これからの世代のためにという考えで議論されることが私たちの健保の中でもされています。今の高齢者は年金も割合多いので、保険に関しては頭の切り替</p>

審 議 経 過 (1 2)

会 長	えをしていって後世に残していくというのが私たちの中での一般的な考え方ですね。
委 員	委員はいかがですか。 所得がゼロの世帯が多いということで教えていただいて、またそういう世帯には軽減制度があるということですが、所得が2、300万円のところの世帯においては税率が11.91%上がるというのはなんとなく聞こえが悪いと言いますか、旦那の小遣いを減らさないといけないというような精神的ショックは大きいと思います。前にも述べましたが、消費税が上がるという境目の時期なのでそれに対する期待感もあるはずですから、そういう時期の2ケタ改定というのは理解をしてもらうのに相当の難しさがあると思います。資金的には必要だということや、市から4.2億円の投入があるということ等をうまく説明していただけたらと思います。
会 長	委員はどうですか。
委 員	先日も少し申し上げましたけれども、医療費に関しては日本はかなり安いと思います。しかし納めなければならない保険料の負担感は大きいと思います。これは公的保険ですので、一番努力すべきは行政だと思います。しかしそれにも限界はあると思いますので、ここまでしてもらえたらそれ以上は言えないのかなというのもあります。それはつまりところこの話ではなくて社会保険全体をどうすべきかを考え直す時期に来ているのかと思います。先ほど社会保険の話が出ましたが、加入者の年齢層が全然違いますので、60歳を過ぎたら定年退職して国民健康保険に移っていくわけですから、当然加入者の医療費は下がるわけですが、逆に国民健康保険加入者はほとんどの人が病気持ちと言って過言ではないくらいですので、そのあたりの制度的なひずみから社会保険には拠出金として国民健康保険にお金を出してもらっています。かなりの額を出してもらっているのは事実ですが、それでは焼け石に水と申しますが、やはり川西市だけではなく国単位で社会保障を考える時期に来ていると思います。しかしなんとなく遅々として進んでいません。川西市の国保だけで見れば、法定外繰入もかなり増やしていただいて、負担の大きくなる世帯への減免制度もある程度考えていただいているので、前にも述べましたが近隣都市と比較し

審 議 経 過 (1 3)

会 長 委 員 保険年金課長	<p>でも突出した金額ではないので、1ケタ台の改定が望ましいと思いますけれどもある程度の評価はできると思います。</p> <p>ありがとうございます。それでは委員、お願いします。</p> <p>保険制度を維持するのが一番大事だと思いますので、いくらかのアップは仕方ないと思います。アップすることには賛成ということですが、10%を超える改定というのは聞こえといいですか、心理的なショックは大きいと思います。私の個人的な考えでは恰好だけでも9.9%にするとかどうでしょうか。そして財政状況等を見て、足りない差額分を数%アップするとしたほうが、より市民に対して説得力があるのではないかと思います。今回は9.9%上げますよ。しかしやはり足りないのにさらに2、3%上げますよという二段階での改定はやりにくいことなんでしょうか。</p> <p>委員の皆さんがおっしゃるように1ケタ台というのはよくわかります。改めて資料2を見ていただきたいのですが、だいぶ先まで試算させていただいているかと思います。もちろん10年先のことを絶対にこうだと言えるものではないですが、27年、29年、31年と2年ごとに一定の改定を見込んだ数字となっています。その改定幅というのが下に書いていますように3億3,000万、3億7,000万円という改定をしたうえでこの試算になるということです。この3億数千万円という改定は改定率にして8~9%の改定率になるかと思いますが、医療給付費の伸びを考えると制度を維持するためにこれだけの改定をしていかなければならないということです。そういうことを踏まえると、今回のような場合ではそれを超えるだけの改定をしていかなければならないということにもなります。もうひとつは今回の改定をするにつけて過去の改定率や社会保険加入者と国保加入者の負担のバランスを見極めていかなければならないかと思います。先ほど委員がおっしゃったように、社会保険とは中身が違うというのはその通りだと思います。年齢層や医療給付費、所得も違ってきます。とはいえ、本当に大きな投入をしていただいているというのが事実です。前期高齢者の交付金ですと、これですでに国費の額を超えています。それほど大きな額をいただいているということもありますので、社会保険からすれば自分たちがかかっている医療給付費よりも、後期高齢者や介護納付金や国保への拠出金の方が圧倒的に多いと思います。そういう</p>
----------------------------------	---

審議経過(14)

	<p>負担を社会保険側からかすでにいただいているので、そのことをなんとかご理解いただきたいと思います。</p>
委員	<p>今の話では、今回の11.91%の改定を行ったうえで今後の医療費の増加や医療の高度化を推計すると、27年度や29年度に8~9%の改定を行わなければならないということですね。</p>
保険年金課長	<p>そうです。</p>
委員	<p>今回11.91%の改定をするから、27年度には改定をしないということかというそうではないということのようです。</p>
保険年金課長	<p>27年度には大きな医療制度改革があります。これは消費税アップを前提とした社会保障と税の一体改革ですが、当然消費税アップした分のいくらかが国保に回ってきますので、それによってはこの内容は変わってくるかと思えます。このため、またその時になってから一から検討を進めていかなければならないかと思えます。</p>
会長	<p>それでは委員から何かありますか。</p>
委員	<p>委員の皆さんがおっしゃっている事に私も同感です。川西市の国保財政を考えると多少のアップはやむを得ないと思えますけれども、被保険者の収入の1割以上を負担してもらうというのは財政の観点上はやむを得ないかもしれませんが、市民の生活の観点からすると非常に厳しいものがあるかと思えます。何とか9%台の改定にならないかと思えます。27年度の話も出ましたが、制度も少しずつ変わっていくと思えますし、国庫支出も変わると思えますのでその時に考えた方がいいと思えます。それで今回18歳以下の子どもが2人いる世帯について減免制度を提案していただいていますけれども、1人だけの世帯については何もありませんので、大きな負担が残ることになるかと思えます。私の意見としては、アップ率を何とか1ケタ台にできないかということと、3人世帯についても同様の減免制度が設けられないかということです。</p>
会長	<p>事務局、今の意見についていかがですか。</p>

審議経過(15)

保険年金課長	<p>3人世帯から減免を設けるということは、大変申し訳ないのですが、減免というかたちでは事務处理的に不可能です。</p>
会長	<p>3人世帯にまで広げてしまうと、減免というのは手入力ですので膨大な数の処理が出てきてしまうということです。</p> <p>皆さんから様々なご意見をいただきましたけれども、やはり改定率が10%を超えているということがひとつ大きな懸念事項として挙げられるかと思えます。前回までは約16%の改定案だったために、協議会としてはこれには賛成できないということで市に再検討を依頼した結果、11.91%というまだ高い数字ではありますけれども、引き下げる工夫をしていただけたのではないかと思います。川西市の一般会計の状況もかなり厳しいようですし、ここまでが精いっぱいということですので、いつまでも保留するわけにはいきませんから、川西市には安定した運営をしてもらうように協議会からはこの提案をベースに答申をしたらどうかと思えますがいかがでしょうか。もちろん、今回の改定にあたっては十分な説明をし、市民にご理解いただく必要があるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。よろしければ私の方で答申案を作成したいと思います。特に反対がなければ一度答申案を作成し、それに基づいてもう一度議論していただけたらと思います。それではいったん休憩とさせていただきます。</p>
会長	<p>皆さんお待たせしました。それでは事務局より答申案を朗読してください。</p>
事務員	<p style="text-align: right;">平成25年1月31日</p> <p>川西市長 大塩民生 様</p> <p style="text-align: right;">川西市国民健康保険運営協議会 会長 中原光治</p> <p style="text-align: center;">川西市国民健康保険税の税率等の改定について(答申案)</p> <p>平成25年1月17日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。</p>

審議経過(16)

記

平成23年度に税率改定を行って以降、本市国民健康保険税の税率改定についての諮問は、2年ぶりである。前回の税率改定は、平成22年度末時点における赤字額の解消と平成23年度、24年度に見込まれる医療費等の増加に対応するため、被保険者一人当たり保険税額が平均で5.11%上昇するものと見込んで実施したものである。当協議会としても国保財政のあり方や今後の医療費の動向、近隣他市の状況について確認したうえで、国民健康保険を取り巻く状況を総合的に勘案し、税率改定はやむを得ないと判断したところである。しかし、平成23年度の医療給付費が見込みより大幅に増えたことなどから、更に赤字が膨らむ結果となったことは、誠に遺憾である。

今回諮問された内容は、平成24年度末に予想される約12億円の累積赤字については、平成24年度から5年間、年間で2億4千万円の一般会計繰入金で解消するとともに、今後の医療給付費等の増加分については、被保険者の保険税増額による負担を軽減するため、平成24年度から3年間、年間1億1千万円の一般会計繰入金を投入し、保険税の改定を控えようとするものである。

しかし、今回の改定率は、このような措置を講じても15.95%と高く、国民健康保険の被保険者の負担は依然として大きなものであると判断する。非常に厳しい社会経済情勢の中、多くの社会的弱者を抱える国民健康保険の改定率としては適当でないと言わざるを得ない。法定外の一般会計繰入金が国民健康保険の財政運営上、本来望ましい形でないことは以前にも議論したところであるが、今回のような大幅な税率改定を回避し、被保険者の負担の軽減を図るためには、さらなる繰入金の投入も、緊急的な措置として、やむを得ないと判断する。

よって、諮問された税率改定等について、次のとおり決定されることを強く要請する。

1. 基礎課税額の税率等

所得割額の税率は100分の6.45に、被保険者均等割額は25,800円に、世帯別平等割額は20,200円に改定する。

2. 後期高齢者支援金等課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.65に、被保険者均等割額は9,

審 議 経 過 (1 7)

800円に、世帯別平等割額は7,600円に改定する。

3. 介護納付金課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.75に、被保険者均等割額は10,400円に改定する。

4. 今回の税率改定により最も大きな負担増となる多人数世帯については、その負担軽減を図る。

5. 今後の対策について

国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、次の点について要望する。

(1) 今回の改定は、被保険者に多大な影響を及ぼすため、国保や市の財政状況も十分に説明し、実施に当たっては被保険者の理解が得られるよう周知を図ること。

(2) 被保険者が保険税を納付しやすい環境を整備するとともに、被保険者間の負担の公平性の観点から最大限の徴収努力を実行し、収納率の向上を図ること。

(3) 特定健康診査・特定保健指導については、被保険者に十分周知し、受診率の向上を目指す取り組みに努力するとともに、ジェネリック医薬品の利用を推進するなど医療費の縮減に向けた取り組みを実施し、医療費の適正化に努められたい。

以上

会 長

ありがとうございます。今回の答申案は市が再検討された内容を参考にしています。皆様のご意見ではなんとか1ケタ台にという声がありましたけれども、市の財政もこれ以上は厳しいということもあり、また多人数世帯への減免制度を実施していただくこと、そして名目上は11.91%の改定率ですが、各所得段階別でみるとそれよりも低い改定率になっていることから、このような答申案とさせていただきました。これについて皆さんからご意見いただきたいと思います。

委 員

今回、この答申が出された後、どのような手続きがあるのかを教えてください。もうひとつは、会長もおっしゃったように1ケ

審議経過(18)

	<p>タ台の改定率が望ましいというのが委員の意見の圧倒的多数を占めたと思うのですけれども、そのことがなにもこの答申案には反映されておらず、行政側から提示された案そのままなので協議会の意見はどう反映されるのかということです。</p>
会 長	<p>1点目の、今後の手続きについてという質問について事務局は説明をお願いします。</p>
保険年金課長	<p>答申をいただきましたらそれに基づいて国保税条例の条例改正案を議会に提出します。合わせて、一般会計から独立している国民健康保険特別会計の編成についても、この答申内容に基づいて議会に提案したいと考えています。それぞれ議決をいただきましたら4月から実施させていただくというかたちになります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。2点目については私から説明します。おっしゃるように協議会としては1ケタ台を目指して議論をしてきました。しかし、市の財政状況も踏まえてこういうかたちになったことを、この「記」のところに追加させていただくということではいかがでしょうか。</p> <p>他にありませんか。それでは協議会としては1ケタ台が望ましい、しかし市の財政状況を踏まえてやむを得ないと言ったことを、この前文のところに加えさせていただいて、作り直してまいりますので少しお待ちいただけますか。</p>
会 長	<p>お待たせしました。先ほど申し上げたところを一部修正しています。法定外繰入のさらなる投入も緊急的な措置としてやむを得ないとするというのは皆様のご意見のとおりだと思います。それから、当協議会としては改定率にして10%未満が望ましいと考えるが、市の財政状況を勘案したところ次のとおり改定することもやむを得ないとする、というように変えました。このとおりだと思います。2枚目については変更ありません。一応このような内容で答申したいと考えていますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>2枚目に改定税率が書かれてありますけれども、この改定がどれほどの改定率か、つまり11.91%の改定であるということはあえて明記しないということでしょうか。</p>

審議経過(19)

会長	そうですね。資料でもわかるように各世帯で上がり幅は全く違います。これについては市の広報などでしっかりと周知させるようにしていただき、皆さんにご理解いただくということによろしいのではないかと思います。
委員	一般に100分の6.45という記述が分かりにくいように、特に高齢者には分かりづらいように思います。
会長	これは市民への周知の仕方、これは上手にしていきたいと思います。他にはありませんか。
委員	11.91%というのは市の広報ではきっちり載るわけですね。
保険年金課長	はい。
委員	11.91%という数字と、実際には9~11%の間ということも載るわけですね。
保険年金課長	はい、各モデルケースでこう変わるということを示していきます。
委員	平均では11.91%、しかし各モデルにおいてはこう変わるよということの両方を示していくわけですね。
保険年金課長	はい、おっしゃるとおりです。
委員	よろしいでしょうか。はいどうぞ。
委員	2枚目の表現の仕方ですが、もっとわかりやすく6.24から6.45にというように、何がどう変わるのかというように書いた方がいいのではないですか。
保険年金課長	答申書の書き方としてそう書くのは問題ありません。ただこの答申書が一般市民の前に出ることはあまりありません。5月広報の中では、ここからこう変わったという税率の一覧表を大きく載せていきますので、間違いなく皆さんに伝わるようにさせていただきます。

審 議 経 過 (2 0)

会 長	<p>一応答申書としてはこういうかたちでさせていただきます。他にはありませんか。</p> <p>それではここで採決を取りたいと思います。今回のこの答申案について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成7、反対3)</p>
会 長	<p>はい、それでは賛成多数ですので、これで答申書を作らせていただきます。それでは正式な答申書としますので少しお待ちいただけますか。</p>
会 長	<p>お待たせしました。それでは市長に対して答申を差し上げます。</p> <p style="text-align: right;">平成25年1月31日</p> <p>川西市長 大 塩 民 生 様</p> <p style="text-align: right;">川西市国民健康保険運営協議会 会長 中 原 光 治</p> <p style="text-align: center;">川西市国民健康保険税の税率等の改定について(答申)</p> <p>平成25年1月17日付諮問第1号で諮問のあったことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>平成23年度に税率改定を行って以降、本市国民健康保険税の税率改定についての諮問は、2年ぶりである。前回の税率改定は、平成22年度末時点における赤字額の解消と平成23年度、24年度に見込まれる医療費等の増加に対応するため、被保険者一人当たり保険税額が平均で5.11%上昇するものと見込んで実施したものである。当協議会としても国保財政のあり方や今後の医療費の動向、近隣他市の状況について確認したうえで、国民健康保険を取り巻く状況を総合的に勘案し、税率改定はやむを得ないと判断したところである。しかし、平成23年度の医療給付費が見込みより大幅に増えたことなどから、</p>

審議経過(21)

更に赤字が膨らむ結果となったことは、誠に遺憾である。

今回諮問された内容は、平成24年度末に予想される約12億円の累積赤字については、平成24年度から5年間、年間で2億4千万円の一般会計繰入金で解消するとともに、今後の医療給付費等の増加分については、被保険者の保険税増額による負担を軽減するため、平成24年度から3年間、年間1億1千万円の一般会計繰入金を投入し、保険税の改定を押しさえようとするものである。

しかし、今回の改定率は、このような措置を講じても15.95%と高く、国民健康保険の被保険者の負担は依然として大きなものであると判断する。非常に厳しい社会経済情勢の中、多くの社会的弱者を抱える国民健康保険の改定率としては適当でないと言わざるを得ない。法定外の一般会計繰入金で国民健康保険の財政運営上、本来望ましい形でないことは以前にも議論したところであるが、今回のような大幅な税率改定を回避し、被保険者の負担の軽減を図るためには、さらなる繰入金の投入も、緊急的な措置として必要である。

今回の改定については、当協議会としては改定率で10%未満の改定が望ましいと考えるが、市の財政状況等を勘案したところ、次のとおり改定することもやむを得ないと判断する。

1. 基礎課税額の税率等

所得割額の税率は100分の6.45に、被保険者均等割額は25,800円に、世帯別平等割額は20,200円に改定する。

2. 後期高齢者支援金等課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.65に、被保険者均等割額は9,800円に、世帯別平等割額は7,600円に改定する。

3. 介護納付金課税額の税率等

所得割額の税率は100分の2.75に、被保険者均等割額は10,400円に改定する。

4. 今回の税率改定により最も大きな負担増となる多人数世帯については、その負担軽減を図る。

5. 今後の対策について

国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、次の点について要望する。

(1) 今回の改定は、被保険者に多大な影響を及ぼすため、国保や市

審議経過(22)

の財政状況も十分に説明し、実施に当たっては被保険者の理解が得られるよう周知を図ること。

(2)被保険者が保険税を納付しやすい環境を整備するとともに、被保険者間の負担の公平性の観点から最大限の徴収努力を実行し、収納率の向上を図ること。

(3)特定健康診査・特定保健指導については、被保険者に十分周知し、受診率の向上を目指す取り組みに努力するとともに、ジェネリック医薬品の利用を推進するなど医療費の縮減に向けた取り組みを実施し、医療費の適正化に努められたい。

(4)国民健康保険は、国民医療費が伸びる中、高齢化、低所得者層の増加により、十分な保険税収入を確保するのが困難な状況にある。国、県に対して、安定した保険財政のための国費等の拡充を強く要望されたい。

以上

会長

以上、答申とさせていただきます。委員の皆さんにはここまで本当に熱心にご審議、ご議論いただきまして誠にありがとうございます。会長として心からお礼を申し上げたいと思います。事務局からは何かありますか。

保険年金課長

いえ、特にはありません。

委員

ちょっと待ってください。2点最後に触れたいのですけれども、答申にも盛り込まれていました被保険者に対する最大限の徴収努力、収納率の向上についてですけれども、これについて報道などを見ているとかなり行き過ぎた徴収を行っているところが見受けられます。川西市においてそういうことはないかと思えますけれども、ケースバイケースでお願いいたします。2点目として、これは多くの方が感じられていると思うのですけれども、答申案が出てから非常に限られた時間で結論を出さなくてはいけないというプレッシャーがかかりましたので、ぜひ次回以降こういうかたちで会議を催される際には、最終答申に対する意思決定にもう少しゆとりある時間設定をしていただけたらと思います。

審議経過(23)

会長	<p>ありがとうございます。それではこれで答申させていただきましたので、副市長よりご挨拶をお願いします。</p>
副市長	<p>私からひとことお礼の言葉を述べさせていただきます。まず委員の皆様方には熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。そして今、中原会長から答申をいただきました。ずいぶんご苦勞をされた答申だったと思います。改めてお礼申しあげます。ありがとうございました。</p> <p>私たちは大変難しい課題について諮問させていただいたと思っています。そのなかで市の事情を勘案いただきながらの答申でありました。社会保障制度全般、そして国民健康保険制度について、大変大きな問題が先延ばしになっていると考えています。全国市長会を通じて国にも働きかけをしているところではありますが、ご案内のとおりなかなか進展はありません。それはそれとしておくしかありませんが、今回の答申において、特に今後の対策については真摯に実行させていただきたいと思っています。委員の皆様方には今後もいろいろなかたちでご指導、ご意見を賜りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日までどうもありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員の皆さんにはお忙しいなか6回にわたって慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。それではこれをもちまして運営協議会を閉会とさせていただきます。大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。</p>